

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 14

場所		避難生活や被災生活を送る / 応急・復旧段階 / G-3-4 「要援護者へのケア」					
日時							
時間軸	主体						
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)		
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	
備えの段階	要援護者	○地域との交流	自主防災組織等	○災害時要援護者の把握、ニーズを把握したうえでの助け合い、災害ボランティア活動(災害ボランティアセンター)と連携する ○災害時要援護者への協力・支援体制の整備	県	○災害時要援護者の理解、地域で支え合いの仕組みづくり	
	県民・事業者 当人と家族	○救助内容を含め、登録申請に協力する ○慢性的要治療者対策			市町村 県・市町村	○災害時要援護者の把握(要援護者(治療を要する人)マップの作成) ○災害時要援護者に対する緊急時の連絡方法の検討 ○災害時要援護者やその家族に対する防災知識の普及方法の検討 ○災害時要援護者への情報提供の方法の検討 ○要援護者への公的なサービスの調整・実施	
地震発生時	当人と家族	○治療具・医薬品の持ち出し(可能なもの)			県・市町村	○緊急輸送手段の確保(E-3-1)	
応急・復旧段階	県民	●(特に高齢者に対し)不安感を与えない心のケアを行う(孤独は恐怖を増大する。体育館のように人の多い所に避難しても同じ)(A-2-1) ○救助を求める連絡先に状況を知らせる	自主防災組織 ボランティア	○災害時要援護者の安否の確認 ○要援護者のケア班を設置し要望を把握 ○行政との連絡 ○要援護者とのパイプ役 ○医療機関、医療従事者を知っておき、連絡する ○心のケア活動	県・市町村等 市町村	○避難所や自宅で生活することができない高齢者等の緊急入所措置 ○要援護者や福祉施設利用者の県外施設への移送(状況によっては復興段階) ○避難所、応急仮設住宅等における災害時要援護者への配慮、環境整備 ○災害時要援護者の安否の確認 ○災害時要援護者の様態に応じた情報の提供 ○災害時要援護者の避難生活への支援	
	県民	○的確な情報を一日数回、定時に公表する(G-3-5)	自主防災組織等	○的確な情報を一日数回、定時に公表する(G-3-5)	県・市町村等 市町村	○的確な情報を一日数回、定時に公表する(G-3-5) ○緊急輸送活動	
復興段階			ボランティア	○心のケア活動	県・市町村	心のケア活動	